

ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(25)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 浦野 稔 事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

控訴審での群馬・第1回進行協議が行われます。

平成22年10月15日(金)午前11時東京高裁11民事部(東京の霞ヶ関)

応援に駆けつけてください。

裁判の現状

第1審・・・埼玉 7月14日判決・・・敗訴

栃木 9月30日結審・2011年3月24日判決

第2審・・・宇都宮 8月5日判決 控訴棄却

東京 9月9日 進行協議(第4回) 次回は12月17日

茨城 9月9日 進行協議(第2回) 次回は2月1日

千葉 9月21日 進行協議(第2回)

裁判の目(第21回) ～～公金支出の差し止め?～～

平成22年9月17日

弁護士 福田 寿男

「ハッ場ダムの下流6都県は7月27日、国土交通省に、ダム建設に関する今年度の負担金計88億円の支払いを留保すると伝えた。同ダムの要否について、同省が進める検証結果を早期に出すと確約するまで支払わないとしている。建設推進を求める6都県が、負担金をてこに検証の道筋を速やかに示すよう圧力をかけた形だ。」(朝日新聞) という。

「国交省は毎年3、4回にわけて、6都県に対して『直轄事業負担金』を、栃木を除く5都県に『利水者負担金』を請求している。…国交省によると、自治体がダム建設費の一部を負担することは河川法などで定められ、直轄事業負担金の支払いを自治体が拒んだ例は過去にないという。ただ、今回は国がダムの本体工事を凍結したことがきっかけであるため、自治体が負担を拒めるかどうかは司法の判断が必要だという。」(同)

このような事態を皆さんはどのように受け止めますか?

そもそも我々は各都県に対して「ハッ場ダムに公金を支出するな」といって本住民訴訟を提起しました。平成16年に我々が本訴訟を提起した時点で、各都県の公金支出がこのような形で止まるとは誰も想像しなかったところであり、正直驚きです。

また、きっかけはどうかあれ、自治体が国に対する支払を拒否したということは「自治体は国の言いなりではない」「自治体は自分の判断で公金を支出するかどうかを検討するものだ」「自治体と国は対等だ」という印象を受けます。

本当に、各都県は、自己の責任と権限で正当にハッ場ダムの要否を検討し、結果、ハッ場ダム建設事業から離脱して欲しいと思います。

落石事故は「災害」にあらず、「人災」なり

——90年前の牧水の予言、的中す——

鈴木 郁子（原告）

中止表明から1年たつ昨今、県内版各紙でシリーズが生まれ、その多くに「寂れた」との語が目立つ。

とっさに「アァー、牧水の書いた通りだ」と思えた。

遡れば、今から90年前の5月（＝ダム建設の通達より32年前）、吾妻溪谷に魅せられた若山牧水の切々とした、次の警告文があるのだ。

「…略… いつまでもこの寂と深みとを湛えて永久に茂ってゐて呉れることを心から祈るものである」とし、「若しこの流れを挟んだ森林が無くなるようなことがあれば…略…水が枯れたより悲惨なことになるに決まっているのだ」（大正10年7月刊「静かなる旅をゆきつつ・中編」と結んでいる。

現実に川原湯温泉街は寂れてしまったではないか。このままダム堤を造れば、既に切り刻まれてしまった山河について、水まで枯れるのは必定なのだ。その先に「人間界の寂れ」が待ち受けているのも、また明らか。文学には時を超え洞察する、不思議な想像力が宿っているものである。

けれども、各紙の論調は「原因は政権交代後の中止策にある。現政権はひどい」という、中止策の被害者的な立場からの住民の声を列記している。が、果たしてそうか。

確かにこの一年間に急速に寂れたのは否めない。けれど、そもそも物事には起点というものがあるように。

今日のダム建設を「選択」したのは、他ならぬ水没地なのである。

実際、ダムを厭がっていた水没者に補償基準調印後に、「いいんですか」と問うと、「良くも悪くもの選択ですから、自分たちの責任です」とキッパリと言い切った。往々にして「地域の総意」とやらの前には部外者は極めて弱い。昨秋の拙著再版の折に、急きょ作成した57年間の年譜を読み通すと、以下の事実が、如実に浮かび上がってならない。およそ半世紀前のハッ場は「ダム絶対阻止」に燃えていた。

が、大物政治家の意を受けた国と県による露骨な切り崩しが図られ、内部からも“裏切り者”が呼応。彼らは時の政権力者や政権党にしがみつぎ、その手引きをして民意を煽った。

ついに1985年代、「推進」に転じさせた“勝利者たち”がいたのは明らか。推進派の天下となった今日に至るそれらの経緯が、臆面もなく行間から躍り出て、事実の推移を今に伝え来るのだ。しかも、司法もまた、私たち市民運動はあまたの歴然とした証拠を理路整然とつきつけても、旧態依然とした前政権の意思と体面を頑迷に誇示しようとしている。だから、わが前橋地裁の敗訴の時に、消えていく裁判長の背にむかって、思わず「今にみてらっしゃい」と投げつけた次第なのだ。

9月初旬、落石事故起きる

さて、そんな矢先、危惧していたことだが、去る9月8日未明、開通したばかりの付け替え国道145号（10・8キロ）で落石事故が起きた。

ちなみに2007年12月19日には松谷第二トンネル（※当時の呼称。現在の雁が沢トンネル）内で落盤死亡事故が起き、「一帯の岩盤は脆弱」と報じられていた。

ようやく今春、遅れていた東吾妻町の雁ヶ沢ランプ～川原畑までの約3・6kmが、暫定開通できた。続いて8月20日、川原畑～林・横壁をつなぐ湖面3号橋（丸岩大橋）の約3・9kmが開通した。

一時、「旧道の約半分の10分間で横壁～松谷まで走れる」と関係者を沸かせ、「ここまで出来たものを中止だなんてひどすぎる」と中止策への批判に拍車をかけさせた、水没点586mの上方を走る新国道である。

なお、トンネルは二つあり、長野原町側が「茂四郎トンネル」。シェルターで区切られているのみで判りにくい、東吾妻町側が「雁ヶ沢トンネル」である。

報道された9日の県内版を読み、即、現地を訪れてみた。

問題の落石場所は、川原畑の諏訪神社前から渋川方向に向かって、茂四郎トンネル入口左手の道路沿いの地点。その斜面頂上から数十センチの石が10個ほど落ちているのを、8日の0時過ぎに職員が発見した由。

頂上付近を調べてみると、他にも落石の可能性のある石があり、念のために「交通止め」にしたと現場工事関係者は説明された。現場へ近付くことは固く阻止され、仕方なく手前から撮った写真が、下の写真である。

この日、反対方向の横壁～林区間の第1小付近までは走れたが「林～川原畑間」は交通止（※その後、11日に開通）となり、旧道の勝沼交差点への迂回を求められた。知らずに川原畑口から上ってきた、かなりの車がUターンさせられていた。



右【手前：川原畑側から見て、左車線の約200m先に左上から落下。正面先は茂四郎トンネル】
向 川原畑→林方向 標識に注目！】

左【同一地点の反対方向

八ッ場ダム工事所の回答

翌10日、国交省に尋ねた。「現場は切土や盛土はした箇所ではない。所有者が持っていたもとのままの状態。それが、経年劣化を起こしたものと思われる」とし、全て「調査中」とのこと。（土地の方に聞くと土地はまだ買い上げてなく所有者の正式許可を得ないと対応できないようであった）。さて、以後2度ほど現場へ行ったが未だ全面開通せずのままなので、連休明けの9月21日再度、国交省に問うと、「調査中」と交通止め状態は続いていた。地主への「立入り許可」を取り「調査・検討中」とのことで、「川原畑～雁ヶ沢ランプ」間の開通のメドは、現地点ではたたずとのこと。

「災害のため交通止」なんて、おかしくないか？

ところで、左側の写真をご覧いただきたいのだが、落石直後に貼り出された「災害のため交通止め」の文字をいぶかしく感じ、現場の方に問うと「今般の台風により」とのことで、工事関係者の間での当面の公式的説明のようであった。さらに町民の間には、「イノシシが落とした」とか、「あそこはイノシシの通り道」とかの複数のイノシシ説が流布していた。総称としての「災害」として用いたとしてもである、何とも、違和感を覚えてならない。雁ヶ沢入口の交通止標識には「災害のため」と今なおある。問題点は、仮に台風やイノシシの仕業にしても、その位で落石する危険地帯なのであるということに尽きる。地盤のもろさによって、実際に雁ヶ沢トンネル工事中には落盤事故による死亡事故発生。さらに同じく川原畑から林方向に向かう右手の要壁には数多くのアンカー群があるのに係らず土砂くずれが発生。かねがねより地質の専門家は極めて悪い地層と指摘してきた箇所である。当初は法面を奥までくり抜き再工事と流れ、期待していたが結局、開通を最優先させてか、応急処置風の対処で終わった。今後も絶対、安全とは言い切れない、その一帯の連なりを走る国道なのである。山側奥の地質のもろさは、実際に歩いてみれば、素人目にも判り怖くなる。くしくも、同じく9日の紙面には、以下の記事も添えられていた。

《09年12月の「湖面2号橋」工事現場で落下した鉄パイプの下敷きとなり即死した事故で、中之条労働基準監督署は9日、建設会社と現場監督を労働安全衛生方違反容疑で書類送検した》

これは人災だ

幸いにして、落石事故における犠牲者はなかったものの、「災害」ではなく、危険な箇所にムリな工法にて道路を造ったがための明らかな「人災」と呼べよう。仮に「災害」とするなら、いみじくも“災害多発地帯”であることを再確認すべきである。今般の落石は、ムダな上にあらたな自然災害を誘発しかねないダム建設を一から見直す、ほど良いチャンスとして捉えるべきではないか。このままさらに強行すれば、牧水の予言した「悲惨なことに」より近づいてしまうことを、あらためて通告したい。

会費納入と寄附のお願い

八ッ場ダムをストップさせる群馬の会は皆さんの会費と寄附により活動しております。

ご協力お願いいたします。振込先は下記のとおりです。

(振込先) 郵便振替口座 00150-2-356373 (加入者名) 鈴木 庸

《 現地見学会のお知らせ 》

今年も紅葉シーズンを控え、ハッ場ダム予定地の現地見学会を予定しています。現地の状況は刻々と変わっています。水没予定地の自然と人々の営みと、ダムの関連工事一是非、現場をご覧になってみてください。

□日程：2010年10月24日（日）集合JR川原湯温泉駅前12時35分、解散午後4時半

□見学場所：群馬県吾妻郡長野原町の吾妻渓谷、水没予定地、代替地、付け替え鉄道・国道・県道・砂防工事などの工事現場ほか

□参加費：2,000円（バス代、資料代含む）

□申し込み：ハッ場あしたの会・下記の問い合わせフォーム、又は真下まで(090-4756-8202)、お名前、ご連絡先、人数をお知らせください。（10/8まで、定員になり次第締め切り）<http://yamba-net.org/modules/inquiry/index.php?op=0>

『 ストップハッ場ダム住民訴訟6周年報告集会』のお知らせ

「暴かれた利根川の洪水神話」

日時 12月4日（土） 全水道会館4階大会議室（東京都文京区本郷1-4-1（03）3816-4196）
当日進行予定

- 13時 トランペット演奏 松平晃さん
- 13時15分 開会あいさつ
- 13時20分 講演 「森林の機能を無視し、捏造された利根川の基本高水流量」
講師 関 良基（拓殖大学准教授）
- 14時 各政党あいさつ（民主、社民、共産党など）
- 14時15分 ハッ場ダム現状報告（検証状況、現地の状況含む）
嶋津暉之（ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表）
- 14時35分 全体裁判報告（情報公開訴訟含む） 高橋利明弁護士（弁護団長）
- 15時05分 15分休憩
- 15時20分 各都県の会からの報告
- 15時50分 質疑 応答 広田次男弁護士（弁護団事務局長）
- 16時20分 アピール提案と採択
- 16時25分 終了

おおぜい皆様のご参加をお待ちしています。

「ハッ場ダム群馬裁判の控訴審にむけて」

代表 浦野 稔

昨年6月26日の前橋地裁の敗訴判決から1年3ヶ月を経て、東京高裁での控訴審が10月15日に第1回進行協議として始まります。1都5県の住民訴訟は東京、群馬、千葉、茨城、埼玉でいずれも地裁段階で原告敗訴でした。最後の栃木（来年3月24日判決）で一矢を報いたいものです。5地裁での判決はいずれも行政が進めるムダで危険なハッ場ダム事業を司法の立場から十分検証したものではありませんでした。

「前橋地裁判決の問題点」①利水について群馬県における水需要が減少傾向であることを認めながら、県（被告）の主張が著しく合理性を欠いていないと県の裁量権を大幅に認めるものでした。②治水についても昭和22年9月のカスリーン台風以来、吾妻川、利根川流域で大規模な洪水は発生していません。利根川流域の保水力の向上と堤防改修などで伊勢崎市八斗島地点での流量が毎秒1万6,750 m³程度までの洪水ならば、現状の施設で堤防までまだ2mの余裕があることが判明しました。ハッ場ダムの治水上の必要性はありません。それにもかかわらず、県の主張を著しく不合理で違法でないと認定しています。特に国交省が八斗島地点でのピーク流量を毎秒2万2000 m³と設定した「過大基本高水」のカラクリを究明すべく、弁護団は情報開示請求訴訟を9月に東京地裁に提起しました。③地滑りの危険性についてはハッ場ダムが許されない危険な事業をうかがわせる証拠はないと住民側（原告）の主張を認めませんでした。2010年4月の現地での地質学習会で地質防災の専門家は「ハッ場ダムは地滑りのデパート」であるとして、代替地や国道・県道の法面の安全性の再検証が必要と指摘しています。控訴審でも他都県の原告・弁護団・支援者と手を携えて、勝訴を目指して取り組んでいきます。東京高裁での傍聴並びにご支援をよろしくお願いいたします。